

航空自衛隊自衛官任用一時金支給規則を次のように定める。

平成22年 7月29日

航空幕僚長 空将 外菌 健一朗

改正 平成23年 8月15日 航空自衛隊達第32号

改正 令和 元年 6月27日 航空自衛隊達第14号

改正 令和 元年12月25日 航空自衛隊達第25号

航空自衛隊自衛官任用一時金支給規則

(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛隊の自衛官候補生から引き続いて2等空士たる自衛官に任用された者(以下「2士任官者」という。)に支給する自衛官任用一時金(以下「一時金」という。)の支給及び償還に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一時金の支給等に関する事務を行う俸給支給機関の長)

第2条 俸給支給機関の指定等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第9号)第10条の規定により一時金の支給及び償還に関する事務を行う俸給支給機関の長は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第19条の2第2項に規定する一時金の支給月(以下「一時金支給月」という。)に2士任官者が所属する俸給支給機関(以下「一時金支給機関」という。)の長とする。

(自衛官任用一時金管理簿)

第3条 防衛省職員給与簿規則(昭和30年防衛庁訓令第12号。以下「規則」という。)第15条に規定する自衛官任用一時金管理簿(以下「管理簿」という。)は、防衛省人事・給与情報システムにより作成する。

2 管理簿は、2士任官者が一時金支給月に所属する部隊等(編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関(航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)及び地方機関並びに航空幕僚監部をいう。以下に同じ。)の長が作成するものとする。

(一時金支給手続等)

第4条 前条第2項の部隊等の長は、2士任官者について、自衛官任用一時金支給簿(以下「支給簿」という。)を防衛省人事・給与情報システムにより作成し、管理簿とともに一時金支給月の5日までに一時金支給機関の資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏(以下「資金前渡官吏等」という。)に送付するものとする。

2 資金前渡官吏等は、前項の規定により部隊等の長から送付された支給簿及び管理簿を受理した場合には、速やかにその内容について審査を行い、当該支給簿に基づいて、一時金

を2士任官者に支払わなければならない。この場合において、資金前渡官吏等は、当該支給簿に基づいて、自衛官任用一時金支払明細書を作成し、一時金の支払を受ける2士任官者に交付しなければならない。

- 3 2士任官者は、一時金の支払を受けるときは、支給簿に押印しなければならない。
- 4 資金前渡官吏等は、一時金を支払った後、支給簿及び管理簿に支払証明をし、当該管理簿を前条第2項の部隊等の長に送付するとともに、当該支給簿を5年間保存するものとする。
- 5 前項の管理簿は、2士任官者が自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条第3項に規定する自衛官としての任用期間を満了するまでの間保存するものとし、2士任官者が当該任用期間を満了するまでの間に部隊等を異にして異動する場合には、その者に係る管理簿を有する部隊等の長は、異動先の部隊等の長に当該管理簿を送付するものとする。

（振込みによる一時金の支払）

第5条 一時金支給機関の長は、2士任官者が一時金の支払を自己の預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によることを希望する旨を申し出た場合には、その者に対する一時金の支払を振込みの方法により行うことができる。

- 2 2士任官者は、前項の場合においては、一時金の口座振込申出書を作成し、資金前渡官吏等に提出するものとする。
- 3 2士任官者が一時金の支払を振込みの方法により受けるときは、前条第3項の規定にかかわらず、支給簿への押印は要しないものとする。

（一時金の支払日）

第6条 一時金は、一時金支給月の20日に支払うものとする。ただし、20日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、20日の直前のこれらの日以外の日とする。

（一時金の償還手続等）

第7条 規則第16条第1項の規定により航空幕僚長が指定する一時金の償還管理者（以下「償還管理者」という。）は、同項に規定する償還義務者（以下「償還義務者」という。）が離職時に所属していた部隊等の長とし、償還管理者は、償還義務者が発生した場合には、その者に係る管理簿に償還金額その他必要な事項を記載するものとする。

- 2 規則第16条第1項の規定による通知は、自衛官任用一時金償還義務者発生通知書（別紙様式第1）により行うものとし、通知に当たっては、前項の管理簿の写し及び規則第16条第1項に規定する自衛官任用一時金の償還金額等通知書の写しを添付するものとする。
- 3 一時金支給機関の長は、償還管理者から前項の自衛官任用一時金償還義務者発生通知書を受領した場合には、規則第16条第3項に定めるところにより一時金の償還手続を行うものとする。

（死亡離職時の手続）

第8条 2士任官者の離職理由が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）第26条の2第3項第1号に規定する死亡による離職（以

下「死亡離職」という。)に該当する場合であって、当該離職日が一時金の支払日前であるときは、その者に係る一時金はその者の遺族に対して支払うものとする。

2 第3条第2項の部隊等の長は、2士任官者が死亡離職した場合には、速やかにその旨を一時金支給機関の長に通知するものとする。

3 資金前渡官吏等は、第1項の遺族に一時金を支払うに当たり、現金で支払う場合には受領書(別紙様式第2)を、遺族の申出に基づき振込みの方法により支払う場合には口座振込依頼書(別紙様式第3)を、それぞれ当該遺族から提出を受けるものとする。

(所在不明時の手続)

第9条 2士任官者が一時金の支払日前に所在不明となった場合には、一時金の支払を一時差し止めるものとする。

2 第3条第2項の部隊等の長は、2士任官者が一時金の支払日前に所在不明となった場合には、速やかにその旨を一時金支給機関の長に通知するものとする。

3 資金前渡官吏等は、2士任官者の所在が一時金支給月内に明らかになった場合には一時金をその者に速やかに支払うものとし、その所在が当該支給月内に明らかにならなかった場合には当該一時金を供託するものとする。

4 第1項の場合において、2士任官者の死亡の事実が当該支給月内に確認されたときは、前条の規定に準じて取り扱うものとする。

(償還義務者の死亡時の手続)

第10条 法第26条の2第4項に規定する償還義務の消滅に係る償還義務者の死亡の確認は、その者の遺族から提出された死亡診断書その他死亡の事実を証明することができる書類に基づいて行うものとする。

2 償還管理者は、前項の規定により償還義務者の死亡を確認し、その者の償還義務が消滅した場合には、自衛官任用一時金償還義務消滅者発生通知書(別紙様式第4)を作成し、これに当該死亡の事実を証明することができる書類を添付して、速やかに一時金支給機関の長に通知するとともに、自衛官任用一時金の償還義務消滅通知書(別紙様式第5)を作成し、速やかにその者の遺族に通知するものとする。

3 一時金支給機関の長は、前項の規定により償還管理者から自衛官任用一時金償還義務消滅者発生通知書を受領した場合には、規則第16条第3項に定めるところにより一時金の償還義務の消滅に係る手続を行うものとする。

(書類の保存等)

第11条 償還管理者は、自衛官任用一時金償還義務者発生通知書、自衛官任用一時金償還義務消滅者発生通知書及び自衛官任用一時金の償還義務消滅通知書を5年間保存するものとする。

附 則

この達は、平成22年7月29日から施行する。

附 則(平成23年8月15日航空自衛隊達第32号抄)

(施行期日)

1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

（施行期日）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年12月25日航空自衛隊達第25号）

この達は、令和2年1月1日から施行する。

別紙様式第1（第7条関係）

発簡番号
発簡年月日

（一時金支給機関の長）
殿

（償還管理者） 印

自衛官任用一時金償還義務者発生通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第3項本文の規定の適用を受ける償還義務者が発生したので、下記のとおり通知する。

記

- 償還義務者
 - 離職時の所属
 - 離職時の階級
 - 氏名
- 離職年月日
年 月 日
- 離職後の連絡先
 - 住所（〒 — ）
 - 電話番号
- 償還金額
円

添付書類： 1 自衛官任用一時金管理簿（写し）
2 自衛官任用一時金の償還金額等通知書（写し）

注： 1 記入後は、「注意（人事）」とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第8条関係）

航空自衛隊

（分任）資金前渡官吏

（階級）（氏名） 殿

受領書

私は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第1項の規定により元自衛官（階級）（氏名）に対して支給される自衛官任用一時金として、下記の金額を受領いたしました。

記

¥ _____

年 月 日

受領者住所（〒 _____ ）

氏名

印

（元自衛官との続柄： _____ ）

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3（第8条関係）

<p>口座振込依頼書</p> <p style="text-align: right;">（ 年 月 日提出）</p>									
<p>航空自衛隊 （分任）資金前渡官吏 （階級） （氏名） 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <small>（フリガナ）</small> 依頼人 氏名 印 （元自衛官との続柄： ） 住所（〒 - ）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">電話</p> <p style="margin-top: 20px;">元自衛官職前の所属： 階級： 氏名： ）</p> <p>に対する自衛官任用一時金の支払は、下記の銀行等に振り込まれたく依頼する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p>									
振込先	銀行等名	銀行 支店 信用金庫							
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金 ・							
	口座番号								
摘要	支払項目	自衛官任用一時金	自衛官任用一時金支給簿のとおり。						
振込開始時期	年	月	日						
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する事項を○で囲む。 ・ゆうちょ銀行の支店名は記号（5桁）を記入し、預金種別が不明の場合は空欄とする。 ・通帳等の写しを添付する。 								

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第4（第10条関係）

発簡番号
発簡年月日

（一時金支給機関の長） 殿

（償還管理者） 印

自衛官任用一時金償還義務消滅者発生通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第4項の規定の適用を受ける償還義務消滅者が発生したので、下記のとおり通知する。

- 1 償還義務消滅者
 - （1）離職時の所属
 - （2）離職時の階級
 - （3）氏名

- 2 死亡年月日
年 月 日

添付書類：

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第5（第10条関係）

発簡番号

発簡年月日

（償還義務者の遺族名）殿

（償還管理者）印

自衛官任用一時金の償還義務消滅通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の2第3項本文の規定による元自衛官（階級）（氏名）殿の自衛官任用一時金の償還義務は、同条第4項の規定により消滅しましたのでお知らせします。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。